第二条第三十号の後部霧灯	第三十八号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○		○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第三十一号の駐車灯	第七十七号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○		○		○		○	○
第二条第三十二号の後退灯 第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	第二十三号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第三十三号の前部反射器 第二条第三十四号の側方反射器 第二条第三十五号の後部反射器	第三号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第三十六号の大型後部反射器	第七十号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第三十六号の二の再帰反射材	第百四号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置 第二条第三十八号の警音器	第二十八号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第四十号の停止表示器材	第二十七号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○		○		○		○	○
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	第百十六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	第百三十号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	第百三十八号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の方向指示器	第六号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
	第五十号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○		○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第四十一号の二の光源	第三十七号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
	第九十九号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○		○		○	○		○		○		○		○	○
	第百二十八号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第五改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○		○		○	○
	第八十一号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○			○	○		○		○		○		○	○
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第四十六号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○		○		○	○
	第八十一号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○			○	○		○		○		○		○	○
第二条第四十四号の速度計及び走行距離計	第三十九号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○			○	○		○		○	○	○		○	○

備考

〇印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　　　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月10日

国土交通大臣　石井　啓一

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20cm	平成29年	ＣＨＯ―2017―２	北斗	デジタル	160枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2017―８	朝倉	〃	259枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2017―９	東峰	〃	1,196枚

備考　空中写真の刊行日　平成29年10月11日